



2026年2月12日

各 位

会社名 株式会社サンウェルズ  
代表者名 代表取締役社長 苗代亮達  
(コード番号：9229 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役コーポレート本部長 上野 英一  
(TEL. 076-272-8982)

## 代表取締役からの寄付金受入及び特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、当社代表取締役社長の苗代亮達から財務基盤の強化を目的として寄付金1,000百万円の受入れ（以下「本件寄付の受領」といいます。）を行うことを決議し、これに伴う特別利益を計上する見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 寄付の背景と理由

当社は、2025年2月7日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び同月12日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、当社が不正な診療報酬の請求を行ったとする報道において指摘された内容の事実関係及び問題の有無を明確にするために設置した、当社より独立した社外の専門家を委員とする特別調査委員会による調査の結果、訪問看護事業において診療報酬の請求が過大に行われた事実が判明したため、当該事実の対象となる部分について過年度の決算を訂正いたしました。これを受けて、当社は、2025年2月12日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」及び同年11月14日付「（開示事項の経過）再発防止策の進捗に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会による調査報告書において指摘された原因分析及び再発防止策の提言と真摯に向き合い、「PDハウス」の運営体制について抜本的な見直しに取り組んだ結果、収益性は一時的に大幅に低下したことから、2025年3月期において当期純損失925百万円、2026年3月期第3四半期累計期間において四半期純損失2,055百万円を計上するに至りました。これに伴い、手元資金水準が低下したため、財務基盤の安定化を図るべく運転資金の確保を企図し、当社代表取締役社長の苗代亮達からの寄付金1,000百万円の受入れを行うことといたしました。

#### 2. 寄付の概要

- (1) 寄付金額：1,000百万円
- (2) 寄付者：苗代 亮達（当社代表取締役社長）
- (3) 受領日：2026年2月13日（予定）
- (4) 寄付の目的：財務基盤の強化

### 3. 支配株主との取引等に関する事項

#### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件寄付の受領は、当社の支配株主である当社代表取締役社長の苗代亮達との取引となり、支配株主との取引等に該当いたします。

当社が、2025年6月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

「当社は、少数株主の利益保護のため、牽制の働く役員構成とすることを経営方針として有しております。支配株主との取引を行う場合は、取締役会において、取引の必要性和合理性並びに取引条件の妥当性について十分に検討した上で総合的に決定することとしております。また、当社の特別委員会は、支配株主との間に発生する取引について、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、その公正性および合理性を確保し、当社の少数株主の利益保護に資するため、必要に応じて審議しております。特別委員会は、社外取締役4名で構成しております。」

本件寄付の受領は、以下に記載のとおり必要な措置を講じており、上記指針に基づいて決定されたものであります。

#### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社としましては、本件寄付の受領は、当社に一切の義務及び負担を生じさせるものではないため、少数株主との利益相反を伴うものではないと考えておりますが、支配株主との取引等に該当することを踏まえ、可及的に本件寄付の受領に係る公正性を担保し、利益相反の疑義を回避するため、社外取締役を含む取締役会において審議及び決議を行い、支配株主である当社代表取締役社長の苗代亮達は当該審議及び決議には参加しておりません。

#### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

本件寄付の受領に係る決定に際して、支配株主と利害関係を有しない社外取締役（独立役員）5名（山本英博氏、畠善昭氏、中西祐一氏、中島恵子氏、新俊彦氏）で構成される特別委員会から、以下の理由により、当社による本件寄付の受領は当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見（2026年2月12日付）を頂戴しております。

(注) 上記(1)記載のとおり、2025年6月26日付のコーポレート・ガバナンス報告書提出時点では、特別委員会を構成する当社の社外取締役は4名でしたが、2025年11月11日付で新俊彦氏が新たに当社の社外取締役に就任し、その後新俊彦氏が特別委員会の委員に選定されたため、本件寄付の受領に係る決定時点においては、特別委員会は社外取締役5名で構成しております。

##### ① 目的の合理性

- 当社は、2025年2月7日付の特別調査委員会の調査報告書に記載の調査結果を踏まえ、「PDハウス」の運営体制について抜本的な見直しに取り組んだ結果、手元資金水準が低下したため、財務基盤の安定化を図る必要がある。
- 当社の今後の収支計画を踏まえると、寄付金1,000百万円の受入れは、当該寄付金に対する課税関係を考慮した上でも、当社の財務基盤の安定化という目的に照らし合理的な金額であると考えられる。

##### ② 手段の相当性

- 寄付金の受入れという手段は、増資、借入その他の資金調達方法と比較して、少数株主に対して不利益を与えるものではない。

③取引条件の妥当性

- 本件寄付の受領に際して、当社と当社代表取締役社長の苗代亮達との間で締結される贈与契約において、当社が当該契約に基づき一切の義務及び負担を負わない旨、及び、当社は、当該契約に関し、債務不履行責任、不法行為責任、法定責任その他の一切の責任を負わない旨が合意される予定である。

④手続の公正性

- 当社の社内規則に基づき、独立性を有する社外取締役により構成される本特別委員会での審議・検討を行っている。
- 当社は、外部の法律事務所から、本件寄付の受領に関する法的な手続について、必要な専門的見地からの助言を受けている。
- 当社は、外部の監査法人及び税理士法人から本件寄付の受領に関する会計及び税務上の取り扱いについて、必要な専門的見地からの助言を受けている。
- 当社代表取締役社長の苗代亮達は、利益相反の疑義を回避する観点から、本件寄付の受領に係る当社の取締役会の審議及び決議には参加していない。

4. 今後の見通し

本件寄付の受領に伴う寄付金収入につきましては、2026年3月期決算において特別利益に計上いたします。

なお、2025年11月14日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしました2026年3月期通期業績予想には織り込んでおりませんが、他の要因も含めて現在精査中であり、業績予想の修正が必要な場合には速やかにお知らせいたします。

以 上